

令和 7 年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 2 号

令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,622,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

[illegible]

歳 出		(単位：千円)
款	項	金 額
10 総務費		1,356,900
	10 総務管理費	1,064,900
	15 徴収費	292,000
15 保険給付費		33,546,100
	10 療養諸費	29,076,730
	15 高額療養費	4,307,000
	17 移送費	100
	20 出産育児諸費	125,570
	25 葬祭諸費	36,500
	30 傷病手当金	200
21 国民健康保険事業費納付金		15,053,000
	10 医療給付費分	10,015,420
	15 後期高齢者支援金等分	3,716,480
	20 介護納付金分	1,321,100
30 保健事業費		486,000
	10 保健事業費	18,270
	15 特定健康診査等事業費	467,730
35 諸支出金		80,000
	10 償還金及び還付加算金	80,000
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
合 計		50,622,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険システム使用料	令和7年度～令和12年度	295,862千円
国民健康保険窓口受電業務委託料	令和7年度～令和10年度	165,874千円
資格確認書・資格情報通知書作成 処理委託料	令和7年度～令和8年度	617千円
国民健康保険料納入通知書等作成 業務委託料	令和7年度～令和9年度	39,689千円